



【6月議会を振り返って】

本年二回目の定例議会が開催されました、5つの議案のうち2つが後期高齢者医療制度に関連する条例改正、さらに後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書が出され、この制度が政治に与えたインパクトの大きさを改めて実感させられました。

また、議員報酬に関する陳情書（新市特別職報酬等審議小委員会報告の31万5000円に引下げを求める）も出されました。

この2つの陳情はそれぞれの常任委員会の継続審議となりました、（後期高齢者医療制度に関しては、私の属する文教厚生委員会所管）真摯な審議を行いたいと思っております。

後期高齢者医療制度と議員報酬の問題は皆様の関心の高いところと思いますので、今回の報告書で取上げようと思います。

【一般質問から】

今回は市の子育て支援策の拡充について2点質問いたしました。

子育て関連窓口の一本化により、市民の利便性向上・業務の効率性向上を図るべきでは？

現在子育て支援活動を行う部署は多岐に渡っています、その全体を把握し、有機的に結びつけ効率的に運営する部署が必要ではないか、市民としては子育て関連窓口が一本化していたほうが便利である。という視点から子育て支援課の創設を提言いたしました。

執行部の答弁は、県内にある子育て支援課の実情はすべての子育て関連事務の一本化とはなりえていないというものでした、そこで全国に目を向けると部、局を作って事務の一本化を行っている自治体があると再質問すると、自治体の規模が違うので一本化は難しい、横の連携を密にして市民の利便性の向上を図りたいとのことでした。

体制としては一本化の方が優れていると思いますが、実現に向けての費用対効果を考えると連携を密にするという対応でも良いのかも知れません（その点は現場の判断を尊重します）。

新制度、放課後子どもプランを使ってすべての学童の放課後の居場所を確保

小学校高学年も学童保育の対象として欲しいという要望が市民の間にあると聞いていました、従来の制度（放課後児童健全育成事業）は、おおむね10歳未満の児童を対象とするものであるため、この要望に答えるのが難しかったと思われます。

しかし、平成19年度から新制度（放課後子ども教室推進事業）が創設され、従来の制度と一体的あるいは連携しながら事業を実施（放課後子どもプラン）されることとなり、要望に答える体制が整いました、そこで、当市においても実施するべきではないかと思い質問しました。

しかし、答弁は当該制度の実施には消極的なものでした、現に新制度を実施している自治体も、問題を抱えながら運営していて導入には慎重にならざるを得ないといった内容です。

確かに、この制度については試行錯誤が続けられ、諸手をあげて実施する状態ではないのかも知れません。しかし、夫婦共働き・核家族化の進む中、行政の家庭機能（子育て、介護など）フォローは欠かせません。また、放課後子どもプランは地域交流の推進という機能もあり、これも時代の要請にマッチしていると思います。

今後もこの制度については調査研究を続け、実施するべきと結論に至れば、あきらめず行政に働きかけていこうと思います。

【後期高齢者医療】

【議論の全体像 ～国民皆保険制度の維持～】

後期高齢者医療制度創設の背景には、国民健康保険破綻の懸念という問題があります。国民健康保険の破綻は、国民誰もが医療保険に加入しているという国民皆保険制度の破綻を意味します。国保財政の建直しは、いわゆる団塊の世代が高齢者になるまで（そのピークは 2025 年）に行わなければならない、緊急の課題です。

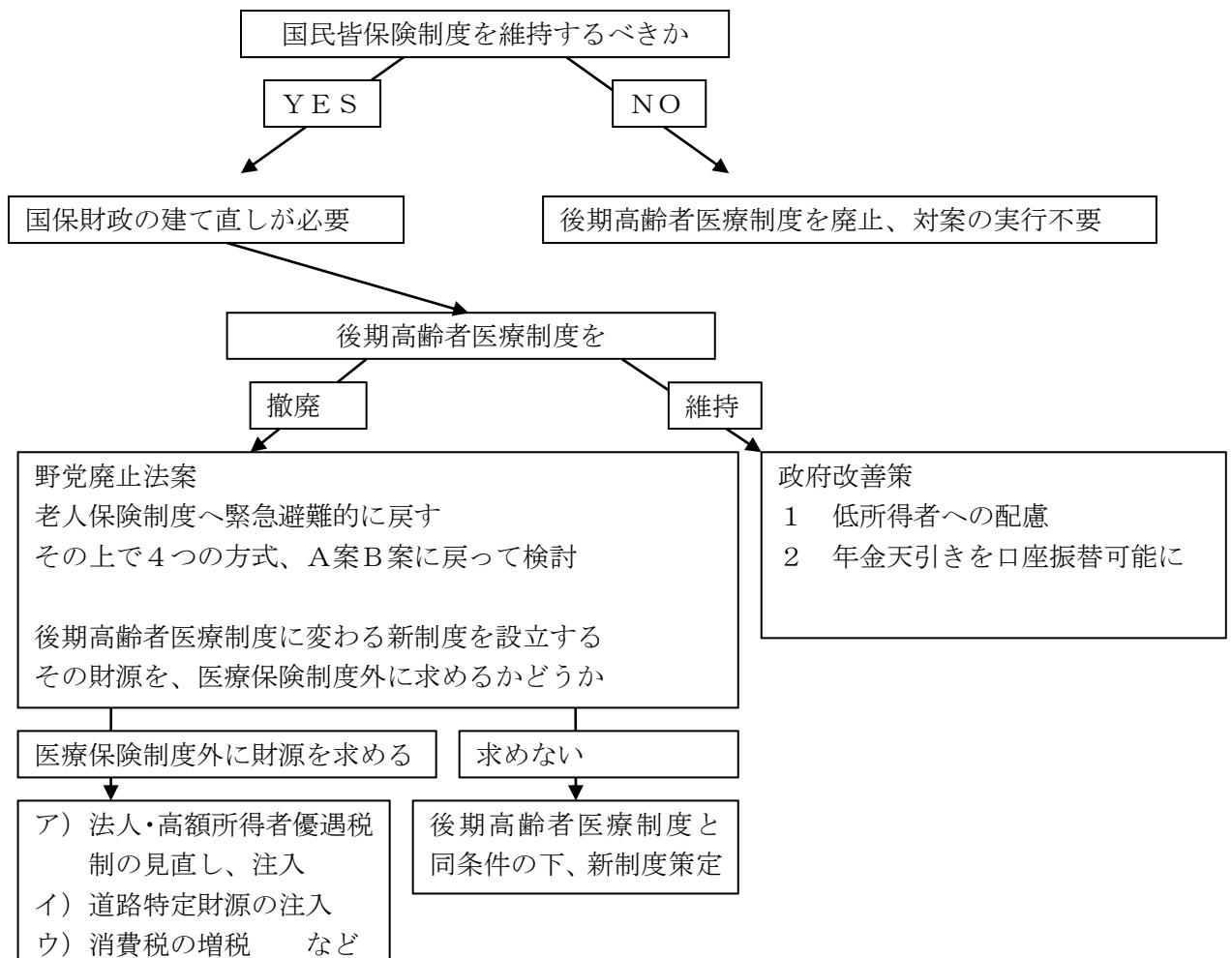
以上の背景を踏まえた上で、後期高齢者医療制度の是非を議論しなければなりません。

現在とりうる選択肢は大きく 2 つあると言えます。

- ① 後期高齢者医療制度の手直しに留め、大枠としては存続させる。
- ② 後期高齢者医療制度は中止・撤廃し、対案を実行する。

②とした場合 一度老人保健制度に戻した上で、国民皆保険制度を存続させうる新たな制度（医療保険制度一本化を含む）を議論し確立することが不可欠です。その場合、別のところから財源を持ってくるのであれば、税制の見直し、道路特定財源の注入、消費税の増税、などが議論の対象になると思います。

以上の点をチャートにしたのが下記の図です



制度の是非について】

【国民皆保険制度を守るための二つの方法】

私は、国民皆保険維持→後期高齢者医療制度廃止→医療保険制度外に財源を求める（法人・高額所得者優遇税制の見直し注入、道路特定財源の注入）の選択をすべきと考えます。

国民皆保険制度を守るべきであるという点は政府と同意見ですが、そのための手段が異なります。相違点は、医療保険制度外に財源を求めるか否か（医療費の税負担割合の問題）という点です。とどのつまり、限られた財布の中で、国民の高齢化に伴い増大する医療費をやりくりする方法は次の2つしかないのではないのでしょうか

- ① 使うお金を減らす（医療費抑制・後期高齢者医療制度）
- ② 財布の中のお金を増やす（医療分野に厚い予算編成・目指すべき新制度）

【方法①医療費抑制 ～後期高齢者医療制度～】

最初に指摘したとおり、後期高齢者医療制度は国保財政の破綻を回避するために作られた制度なわけですから、医療保険制度の外から財源を注入しない限り、負担増・サービスの低下を招くのは自明の理です。（後期高齢者医療制度は5割税金が投入されていますが、この点は旧制度の老人保険制度も同様です）すなわち、後期高齢者制度は医療費の抑制のみによって国民皆保険制度を守ろうとする制度です。

団塊の世代の高齢化ピークの年（2025年）の医療給付費を56兆円から48兆円へと抑制する「医療制度改革大綱」が小泉首相（当時）によって打出されており、この流れの中で制定されたのが後期高齢者医療制度であることから、当該制度が医療費抑制を目的に作られていることが分かります。

（8兆円削減のうち5兆円を後期高齢者医療から削減しようとしている。）
財布の中のお金を減らし、なおかつ使うお金を減らす、相当厳しく医療分野の予算を圧縮するのが政府の方針ということになります。

【方法②医療分野への財源注入 ～目指すべき新制度～】

今後日本が超高齢化社会を迎えることはまごうことなき事実です、医療費の削減（後期高齢者医療制度）のみで、この時代に対応しようというのはやはり無理があるのではないのでしょうか。以前問題となった病院のサロン化などの事例もあり、不必要な医療費をカットするという視点ももちろん必要で（その点において後期高齢者医療制度の功績を取り入れ）、この時代に即した税金の使い方（医療分野へより注入）をふまえた、新制度の設立を目指すべきではないのでしょうか。まず財布の中身を増やす、ついで（あくまで適正化の範囲内で）使うお金を減らす、これが超高齢化社会に対応するにふさわしい新制度であると考えます。

それは、すなわち他の分野の財源を削減しこの分野に持ってくることに他なりません。必要か不必要かを度外視して行われてきた公共工事のあり方を見直し、必要なものだけを作る。おかしいお金の使い方を見直し、無駄遣いはやめる。経済的強者の優遇税制を見直す。そうして捻出した財源を医療、福祉、環境、教育などの人々の幸せに直結する分野の財源とする。当たり前のことのようにですが、この当たり前のことが出来るかどうか、今まさに問われているのではないのでしょうか？

【議員報酬削減賛成します　しかし本当に議論すべきは・・・】

この場で自分の意見を述べることをお約束していた、議員報酬削減について取上げます。
市民の意見集約が議員の機能ですから、市民の関心の高いこの問題から目をそらすことは出来ません。

そもそも、なぜ今、議員報酬・定数の削減が問題となっているのでしょうか。
背景には、①市の財政難、②議会が機能していないという不信感、という二つの要素があると思われます。
すなわち「財政難のこのご時世に、居眠り議員に支払う税金はないよ」という市民感情があるわけです。
そこから、議員の報酬減らすべし、定数減らすべし、の意見が出てくるのは当然のことと思います。
しかし、注意しなければならないのは、この意見は①市の財政難、の改善策とはなり得ても、②議会の機能不全、の改善策とはなり得ない点です。
報酬、定数の削減がなったとしても、残った議員が居眠りし続けては、本質的な改善にはなっていません。
本質的な問題は、②議会の機能不全、にこそあるのです、本当に議論しなければならないのは、その改善策です、市民は「議員の報酬減らせ、定数減らせ」と叫ぶ以上に「議員よ、キチンと働け！！」と叫ぶべきだと思います。自分の選んだ議員の仕事振りを監視するのも市民の役目ではないでしょうか？

以上のように、私が本当に議論したいのは、議会がキチンと機能するにはどうすればよいのか（すなわち議会改革）についてですが、今回はあくまで議員報酬の削減について述べるとしていますので、議会改革については後の機会に譲るとして、報酬の削減について話を進めていきます。

【議員報酬削減についての資料と私の考え】

私は、意欲のある人は皆議員に立候補出来るべきだと考えます、その被選挙権を生活面から支えるのが議員報酬です、したがって、議員報酬は専門の議員が十分生活できる額必要であるというのが出発点です。
では、下妻市の議員の報酬はいくらなのかというと、月額 3 7 万円と規定されています。
「余裕で生活できるじゃん！！」というのが多くの声だと思います。
しかし、これは手取額ではありません、(手取りは 2 5 万円～ 3 0 万円程度) そこから個人事業主と同じく経費が掛かります、さらに大きな費用として選挙資金の積み立てが必要です、一方で期末手当もありますし、議員共済の積みたてなどもあるので、実際いくらもらっているのかというのは簡単には言えませんが、私の感覚では、議員報酬のみで一世帯が生活するのは、けして楽ではないと感じています。
事情に詳しい市民の方々からも同意見が聞かれます。

ちなみに隣接の自治体と比較すると次のとおりです
【隣接他自治体との比較　議員報酬】 H 2 0 . 4 . 2 8 調査

	報酬月額 (議長)	報酬月額 (副議長)	報酬月額 (議員)	費用弁償 (議会委員会出席)	政務調査費月額
つくば市	547,000 円	480,000 円	447,000 円	5,000 円	3 万円
筑西市	367,000 円	332,000 円	312,000 円	2,000 円	2 万円
常総市	460,000 円	425,000 円	400,000 円	2,000 円	1 万円
結城市	418,000 円	375,000 円	361,000 円	なし	1 万円
下妻市	430,000 円	390,000 円	370,000 円	1,000 円	5,000 円
八千代町	332,000 円	291,000 円	275,000 円	なし	なし

※ 下妻市給与月額は規則によりそれぞれ 1 万円減額

合併協議会新市特別職報酬等審議小委員会の出した結論は、報酬月額 3 1 万 5000 円とのことです。
この決定は尊重すべきと考えますので、報酬月額をこの金額 (31 万 5000 円) とした上で、政務調査費月額を 3 万円に増額 (もちろん、領収書添付で監査を行う) することで、キチンと働く議員の負担は軽減するといったところが自分の考える案です。　いかがでしょうか？